

西区役所自主防災組織等に関する指導及び助言並びに
人材育成等に関する業務会計年度任用職員要綱

制定 令和4年1月14日

1 目的

この要綱は「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される西区役所自主防災組織等に関する指導及び助言並びに人材育成等に関する業務会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

2 任用について

会計年度任用職員の選考は、筆記試験及び面接により行う。

3 再度の任用について

再度の任用を行う場合には、業務の縮小及び廃止等の状況、及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

4 業務内容について

次の日常業務に従事する。

- (1) 自主防災組織（14 地域）における地域防災力の向上に向けた活動支援
- (2) 地域防災計画の改訂支援
- (3) 避難行動要支援者に対する個別避難計画の作成及び福祉避難所開設訓練の実施
- (4) マンションや企業等への防災訓練・防災出前講座等の活動支援
- (5) 小中学校での「防災・減災教育カリキュラム」の実施支援
- (6) 職員防災訓練・研修の実施
- (7) 備蓄物資の整備・確認
- (8) その他軽微な事務

5 勤務時間等について

会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は下記のとおりとする。

「勤務日数」

1 日 6 時間の勤務時間で週 5 日の勤務日

「勤務時間」

午前 10 時 15 分～午後 5 時

「休憩時間」

45 分

ただし、自主防災活動及び関係機関との調整等で、上記の勤務時間の時間外及び休日等に勤務を要する場合は、休日等を他の勤務時間と振り替える。

附 則

この要綱は、令和4年1月14日から施行する。